

病 院 事 業 会 計 予 算

平成27年度 橋本市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度橋本市病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	300 床
(2) 年 間 患 者 数	
入 院	87,840 人
外 来	148,230 人
(3) 1 日 平 均 患 者 数	
入 院	240 人
外 来	610 人
(4) 主要な建設改良事業	
(イ) 医療機器等整備事業	
	事業費 268,300 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	7,021,586 千円
第1項 医 業 収 益	6,218,189 千円
第2項 医 業 外 収 益	800,132 千円
第3項 特 別 利 益	3,265 千円
支 出	
第1款 病院事業費用	7,019,993 千円
第1項 医 業 費 用	6,772,691 千円
第2項 医 業 外 費 用	242,702 千円
第3項 特 別 損 失	3,600 千円
第4項 予 備 費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額655,054千円は当年度分損益勘定留保資金655,054千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	302,950 千円
第1項 出 資 金	2,500 千円
第2項 企 業 債	300,000 千円
第3項 投 資	450 千円

支 出	
第1款 資本的支出	958,004 千円
第1項 建 設 改 良 費	325,302 千円
第2項 投 資	11,870 千円
第3項 企業債償還金	620,832 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
検 体 検 査 業 務 委 託 料	平成27年度 ～平成31年度	842,400千円
カ ー テ ン 賃 借 料	平成27年度 ～平成31年度	5,800千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法
病院事業	300,000千円	証書借入

利 率	償還の方法
3.5%以内	借入先の融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医 業 費 用
- (2) 医 業 外 費 用
- (3) 特 別 損 失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------------|--------------|
| (1) 職 員 給 与 費 | 3,488,458 千円 |
| (2) 交 際 費 | 600 千円 |

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業運営のため一般会計及び国民健康保険特別会計からこの会計へ補助を受ける金額は156,594千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、636,993千円と定める。

平成27年2月23日 提出

橋本市長 平木 哲朗